

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例（平成25年3月29日京都市条例第70号）（文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当）

京都市横大路運動公園について、野球場兼運動場及び体育館の使用料の適正化を図るため、次のとおり改定することとしました。

1 野球場兼運動場における使用料の改定

平日の利用促進を図るため、野球場兼運動場の使用料について、以下のとおり改定する。

区 分		改 正 前		改 正 後	
1面1時間につき	その他の日	円 2,000		円 1,000	

2 体育館における使用料の改定（超過使用料を除く。）

平日の利用促進を図る目的で試行実施していた使用料の減額を条例に反映させるため、体育館の使用料について、以下のとおり改定する。

区 分		改 正 前			改 正 後		
		午 前	午 後	夜 間	午 前	午 後	夜 間
片面使用(1時間につき)	その他の日	円 3,000	円 3,000	円 4,000	円 800	円 800	円 2,000

備考1 「午前」とは午前8時から正午までを、「午後」とは午後1時から午後5時までを、「夜間」とは午後5時30分から午後10時までをいう。

2 「その他の日」とは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日以外の日をいう。

この条例は、平成25年6月1日から施行することとしました。

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例を公布する。

平成25年3月29日

京都市長 門川大作

京都市条例第70号

京都市横大路運動公園条例の一部を改正する条例

京都市横大路運動公園条例の一部を次のように改正する。

別表第2体育館の項中「3,000」を「800」に、「4,000」を「2,000」に改め、同表野球場兼運動場（1面1時間につき）の項中「2,000」を「1,000」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年6月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 使用料の徴収その他これを徴収するために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

(適用区分)

- 3 この条例による改正後の京都市横大路運動公園条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

(文化市民局市民スポーツ振興室スポーツ企画担当)